

高齢者をはじめとした地域住民等の 移動手段の確保について

四国運輸局 交通政策部

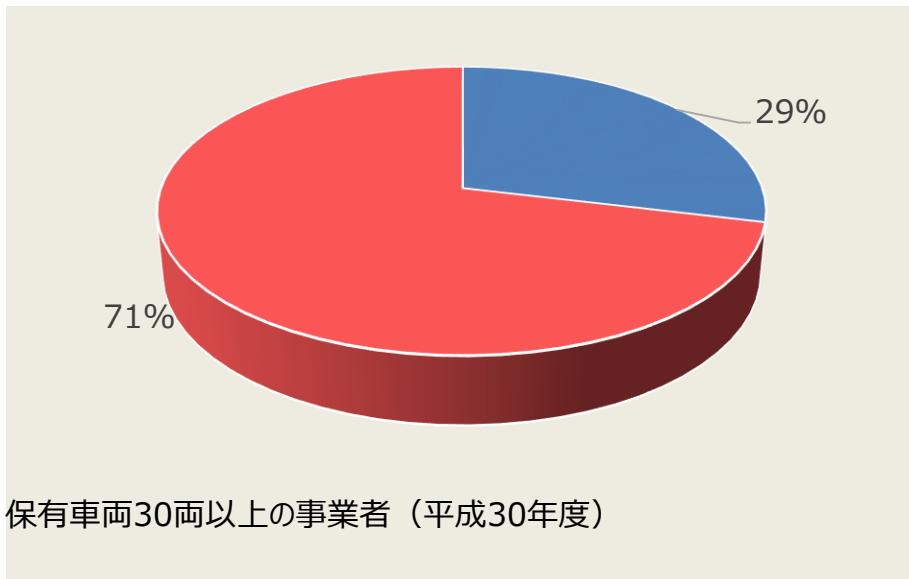
令和3年 3月

地域における公共交通の 現状について

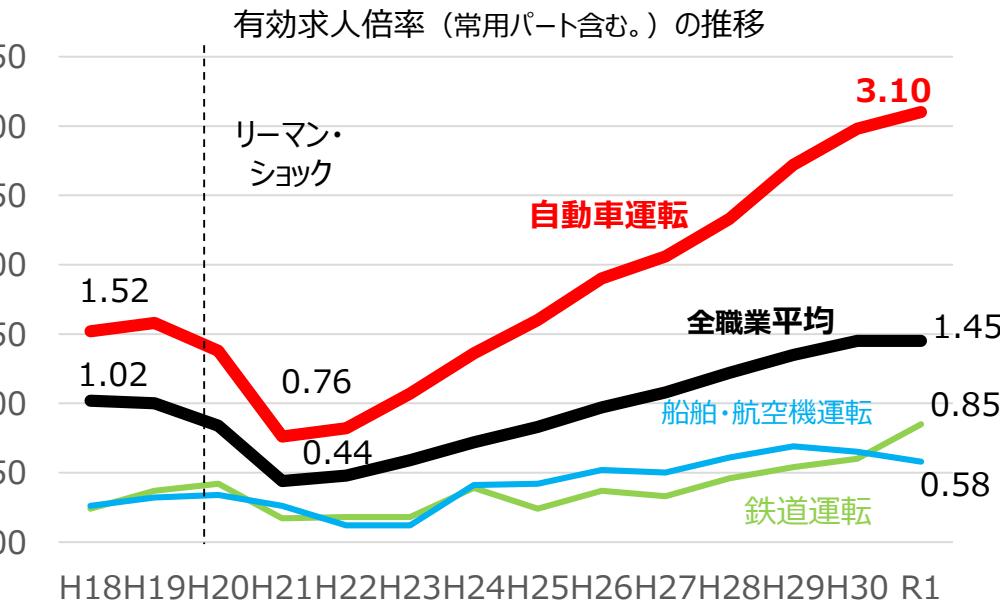
■ 路線バス事業の厳しい現状、運転手不足の深刻化

- 全国の約7割のバス事業者において、一般路線バス事業の収支が赤字。
- 自動車の運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の約2倍。

一般路線バス事業が赤字である バス事業者の割合



自動車運転事業の人手不足

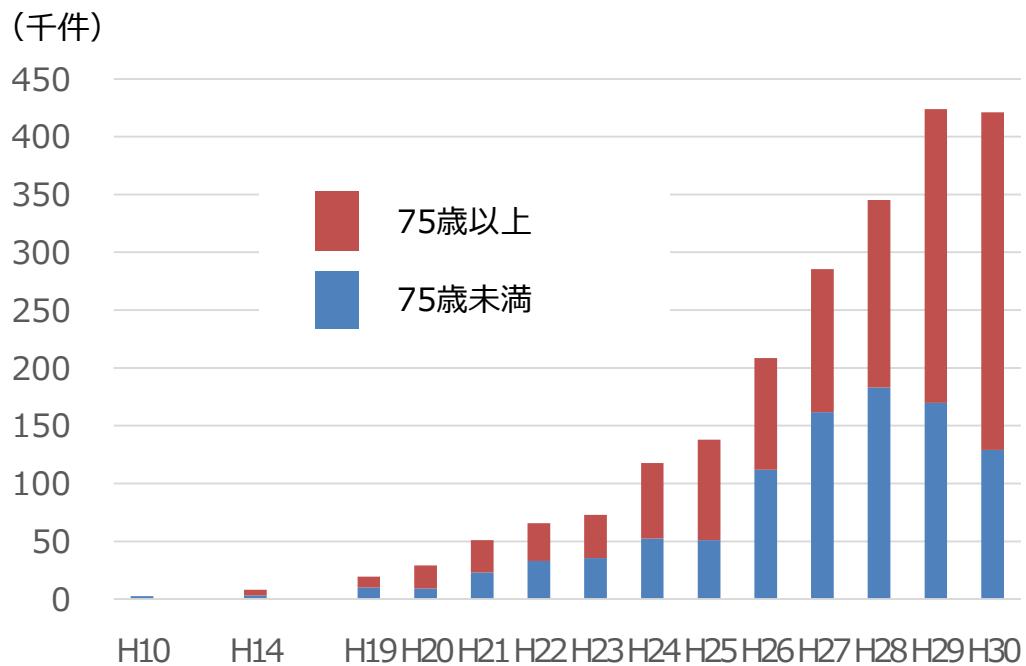


（出典）国土交通省自動車局発表資料より総合政策局作成

（出典）厚生労働省「一般職業紹介状況」より国土交通省総合政策局作成

- 高齢者の免許返納の数は、近年大幅に増加。
- 高齢者を中心に、公共交通がなくなると生活できなくなるのではないか、という声が大きい。

免許返納は年々増加
(申請による運転免許の取消件数の推移)



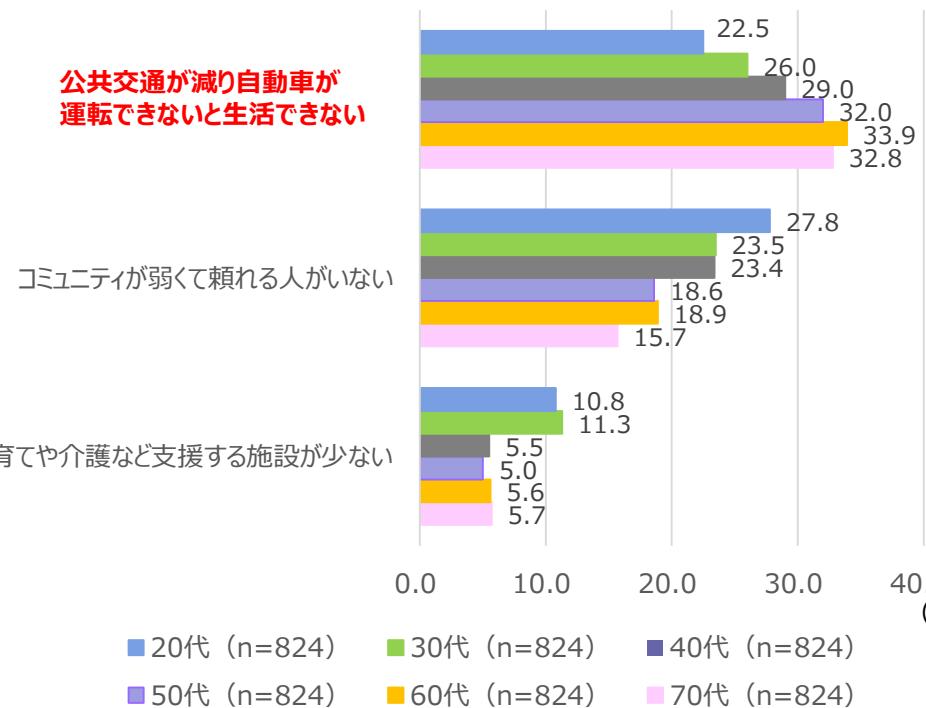
(出典) 警察庁公開資料より、国土交通省総合政策局作成

現居住地に対する将来の不安は、公共交通の減

公共交通が減り自動車が
運転できないと生活できない

コミュニティが弱くて頼れる人がいない

子育てや介護など支援する施設が少ない

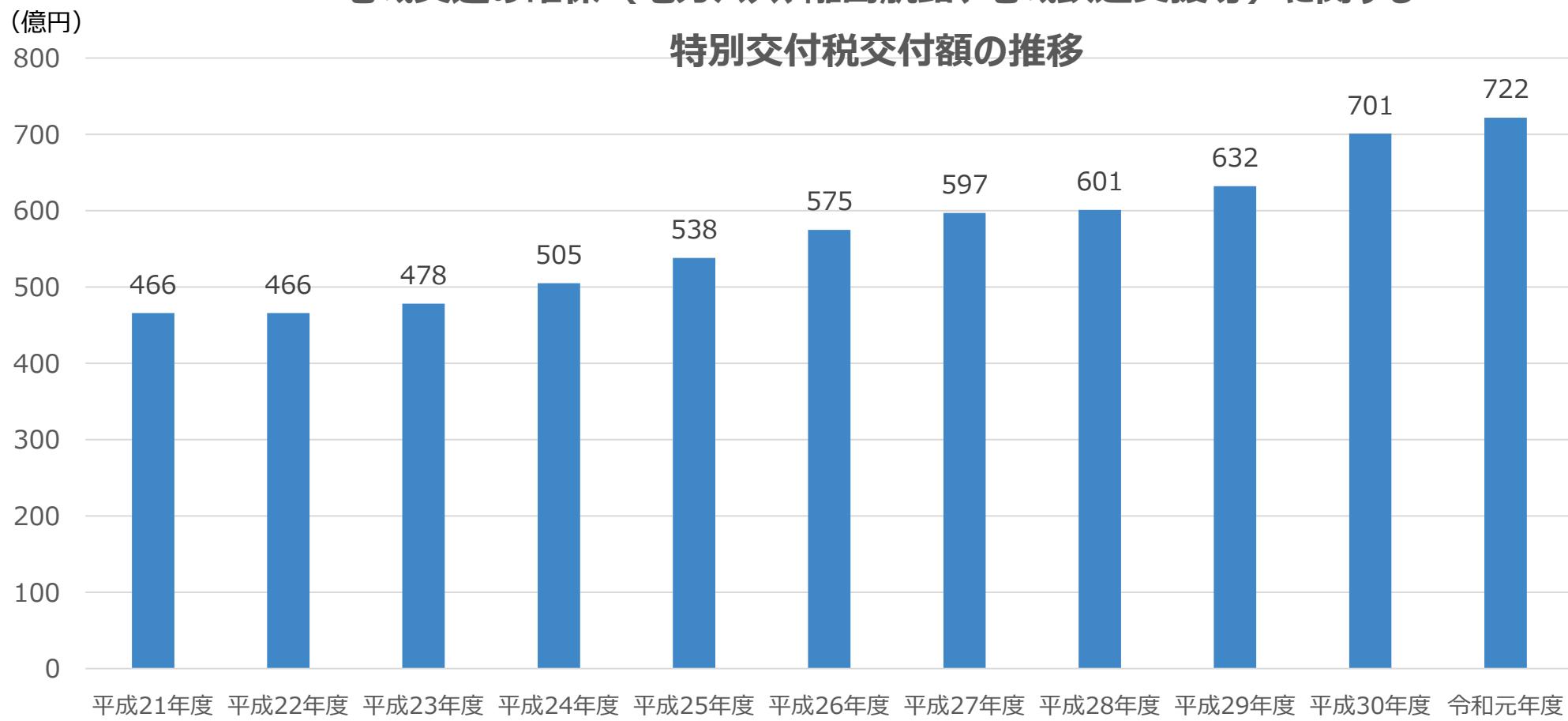


(出典) 国土交通省総合政策局作成

■ 地域公共交通の確保に関する地方負担の増加

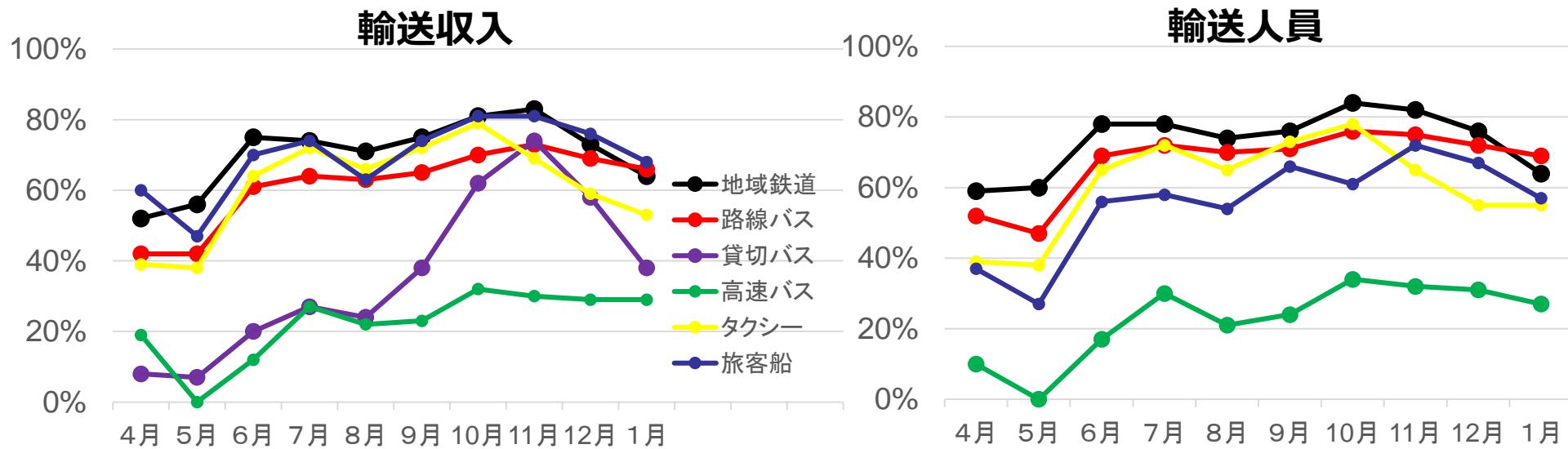
- 地方バス路線の運行維持については、地方公共団体が負担する額の80%が、特別交付税の対象になりうる。
- 自治体が地域交通の確保（地方バス、離島航路支援等）に関する「特別交付税交付額」は毎年増加傾向にあり、10年間で約55%増加している。

地域交通の確保（地方バス、離島航路、地域鉄道支援等）に関する 特別交付税交付額の推移



※総務省資料より、国土交通省総合政策局作成

- ◆ 7割以上の交通事業者の輸送収入は昨年比7割未満となる見込みで、3割近くの事業者は昨年比5割未満となる見込み
- ◆ **令和2年4月～12月までの四国運輸局管区内の公共交通の利用者数の累計は対前年比68%、輸送収入は64%**



運行本数

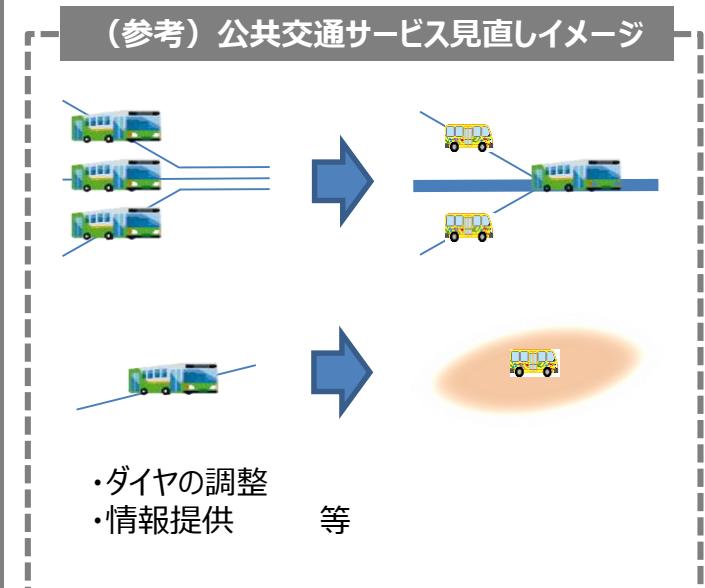
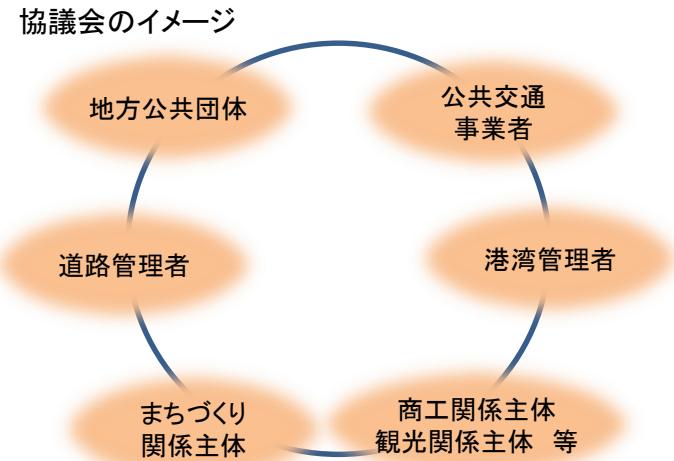
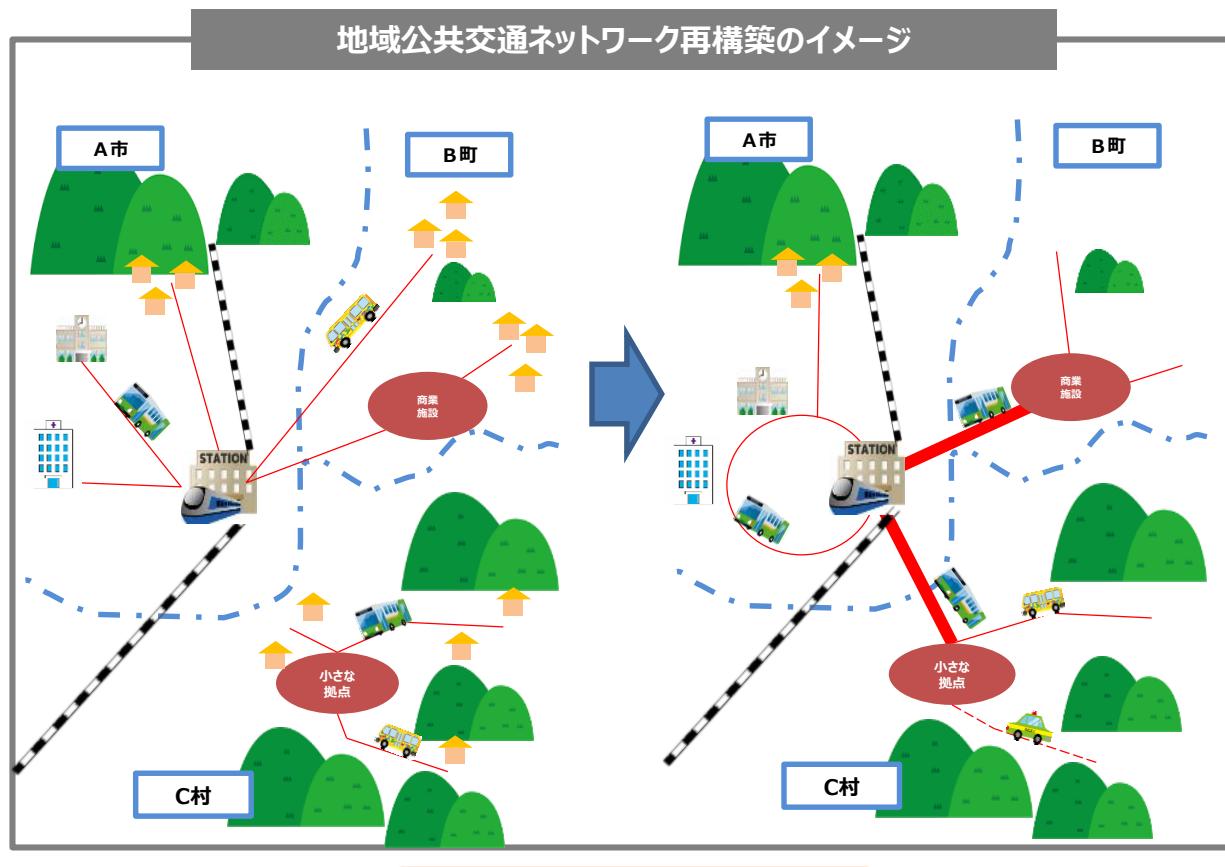
事業形態	4-5月期	7月期	9月期	11月期	1月期
鉄道	86%	89%	89%	95%	92%
高速バス	2%	78%	65%	63%	63%
船舶	63%	91%	94%	94%	90%

地域公共交通活性化再生法について

■ 地域公共交通活性化再生法について

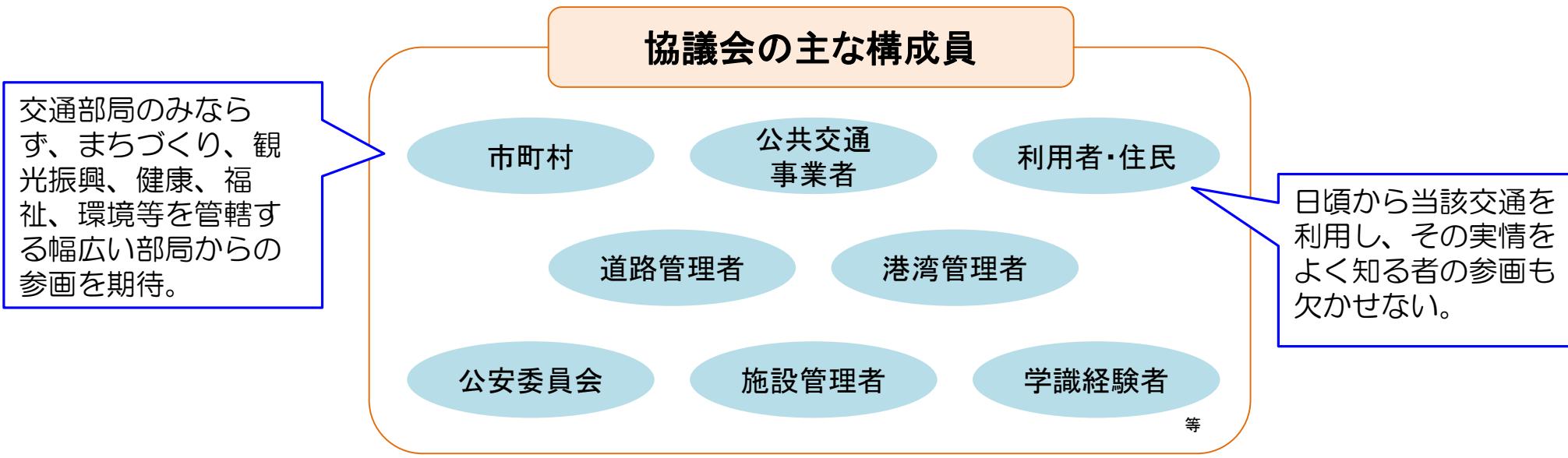
ポイント

- ①地方公共団体（都道府県、市町村）が中心となり、
- ②まちづくりなど関連施策と連携し、
- ③面的な公共交通ネットワークを再構築



公共交通の利便性・効率性の向上を図り、持続可能な移動環境を形成

- 構成員は、地方公共団体の判断により柔軟に追加可能。
(例：商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等)



地域公共交通計画の作成・実施

協議応諾義務

：公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

結果尊重義務

：協議が調った事項については、構成員はその協議結果を尊重しなければならない

■徳島県つるぎ町のコミュニティバスについて

- 高齢化・過疎化が進む山間部において、民間バス事業者の撤退後の代替輸送手段として、コミュニティバス（自家用有償旅客運）を導入
- つるぎ町が移動需要をきめ細やかに把握しながら、地域の関係者がコミュニティバスの利用を支え、住民や来訪者から満足度の高い交通ネットワークを形成

つるぎ町

運行計画の作成、事業者に対して運行委託

交通事業者

毎日運行後に当日の輸送動向や集落の情報をつるぎ町
交通担当職員に伝達

その他地域の関係者

住民のコミュニティバスによる外出をサポート

(例) 医療機関

→診察日を可能な限りコミュニティバス運行日に

(例) 道の駅

→マイカーが無くても街中で自由に移動できるよ
う、手荷物預かりを実施

フィーダー路線は曜日運行（1週間に1日）だ
が、一人当たり利用者増、満足度95%を実現



■ 路線区分

■ (自家用)幹線路線

■ 登山バス路線

■ (自家用)フィーダー路線



高齢者にやさしい公共交通サービス の実現に向けた取組例

■高齢者の公共交通機関利用促進に対する地方公共団体の助成

- 地方公共団体や交通事業者による、高齢者の利用促進策（対象範囲や支援の方法など）の事例を収集
- 都道府県警察等と連携しつつ、地方運輸局・運輸支局を通じて、地方公共団体や交通事業者に対し、働き掛けを実施

■ 高齢者の公共交通利用促進策の例

高松市（ゴールドI r u C a）

【概要】

「ゴールドI r u C a」を利用することにより、I r u C a（交通系ICカード）を導入している公共交通（電車・バス（コミュニティバスを含む。））の運賃が半額

【対象者】

高松市に在住する70歳以上の方

【負担金】

2,000円（半年間有効）



東京都（シルバーパス）

【概要】

シルバーパスにより都営地下鉄、都バス、東急バス、京王バス等の交通機関に東京都の区域内の停留所（駅）相互間を乗車可能

【対象者】

次の条件の全てを満たしている方

- (ア) 東京都の区域内に住所を有する方
- (イ) 70歳以上の方
- (ウ) 寝たきり等で経常的なバス利用が困難でない方



【負担金】

20,510円（※）（1年間有効）

※ 区市町村民税課税の方の場合。
非課税の方は1,000円。

鳥栖市（高齢者福祉乗車券）

【概要】

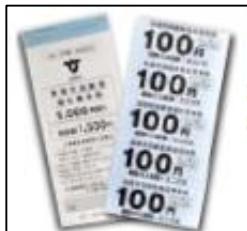
高齢者や運転免許を自主返納した方に対して、路線バス（市内のバス停で乗車又は下車するもの）で利用可能な乗車券を割安で販売

【対象者】

鳥栖市内の75歳以上の方
又は70歳以上74歳以下で
運転免許証を自主返納した方

【負担金】

5,000円分の乗車券を1,500円で販売



群馬県前橋市（移動困難者へのタクシー運賃助成制度）

【概要】

移動困難者向けにタクシー運賃の一部を支援する制度を実施。2人以上の相乗り利用の場合、1人1乗車につき最大500円を支援。単独利用の場合、2千円以下の場合は運賃の半額、2千円を超える場合は千円を支援

【対象者】

前橋市に住民登録しており、次のいずれかの条件に該当する方

- ・75歳以上
- ・65歳以上で運転免許なし
- ・身体障害者、妊娠婦等
- ・運転免許自主返納者



■ 高齢者の公共交通機関利用促進に対する地方公共団体の助成

■ 高齢者の公共交通利用促進策の例

大阪府堺市（おでかけ応援制度）

【概要】

堺市内の路線バスや阪堺電車において、乗降場所のうち少なくとも一方が堺市内にある場合、「おでかけ応援カード（ICカード）」を提示すれば、1乗車100円で利用可能

【対象者】

65歳以上の堺市民

【負担金】

1,000円（カード発行時のみ）

【利用方法】



①乗車時にカードを読み取機にタッチ



②降車時にカードを読み取機にタッチ



おでかけ応援カード

堺市

愛知県田原市（多様なモードに対応した助成制度）

【概要】

毎年、鉄道・バス・タクシーで利用できる助成券等を交付

対象者が自らの利用ニーズに合わせて選択可能

・次の二つの中からニーズに合った2つを選択

1.バス・電車回数乗車券（3,000円分）

2.タクシー券（3,000円分）

3.コミュニバス回数券購入助成券（3,000円分）

（※）1又は2を単独で6,000円分にすることも可

（※）その他、民間事業者が発行する企画乗車券に対する助成券も選択可



■ 年齢以外の観点も加味した公共交通利用促進施策の例

愛媛県愛南町

【概要】

バス停からの距離に応じて500円～1,500円のタクシー料金の一部を助成（年間50回まで。）

【対象者】

満70歳以上又は満65歳以上の身体障害者等で、乗合バスとコミュニバスの停留所（フリー乗降できる区間はその路線）から300m以上家が離れている方

バス停からの距離

大阪府松原市

【概要】

タクシー利用に使える助成券を交付。

（申請月から1ヶ月当たり2枚を交付）

①福祉タクシー 1乗車につき500円分の助成券（要支援2以上）

②福祉リフト付きタクシー 1乗車につき1,400円分の助成券（要介護4, 5の方が対象）

【対象者】

在宅生活している65歳以上の方で介護保険制度における要支援2以上の認定を受けている方

要介護度

奈良県桜井市

【概要】

高齢者総合福祉センターを利用するため、同センターの最寄りバス停で乗降した際、運転手に入館証を提示することでコミュニティバスの片道の運賃が100円

【対象者】

高齢者総合福祉センターの利用者証所持者（市内在住の60歳以上の方に発行）

特定施設の利用者

■ 地域における交通資源活用の例（スクールバスの活用）

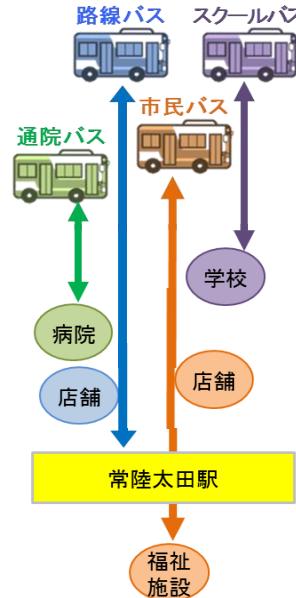
- 持続可能な移動手段の確保・維持を促進する観点からは、スクールバスについて、路線バスやコミュニティバスとの統合や、混乗を目的とした自家用有償旅客運送への転換など、地域の実情に応じた役割分担の見直しが重要。

スクールバス等の民間バス路線への統合

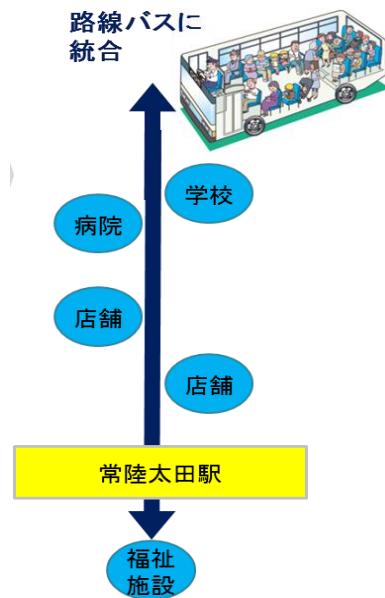
- 茨城県常陸太田市の事例

路線バスと
スクールバス等の
路線が重複して、
運転手・車両の面から
非効率な運送

路線バスへの一本化による効率性向上とともに、
ダイヤや運行本数など
利便性向上も併せて図ることで、持続可能性を確保



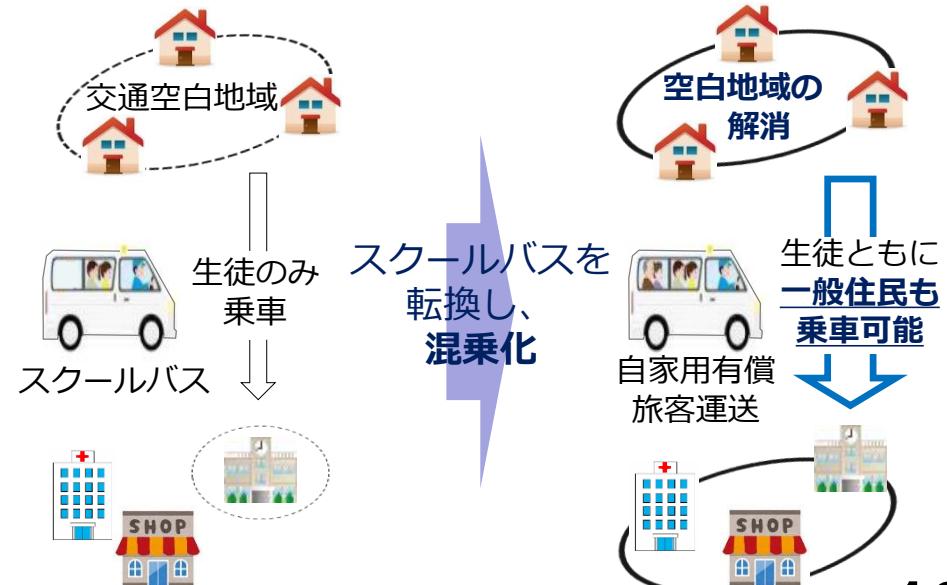
民間バス
路線への
統合



スクールバスの一般住民も乗車可能な形態への転換

- 長崎県対馬市の事例

小中学校が運営するスクールバスを、
自家用有償旅客運送に転換することにより、
一般住民も乗車することを可能とし、
地域における移動手段としての機能確保を実現



地域公共交通活性化再生法の改正

■ 地域公共交通活性化再生法の改正ポイント（本日の議題関連ポイントを抜粋）

- ✓ 地方公共団体による地域公共交通計画の作成を努力義務化（国が計画作成経費の補助を行うほか、ノウハウ面の支援）
- ✓ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け

地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した地域公共交通
ネットワークの形成



地域における輸送資源の総動員

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送

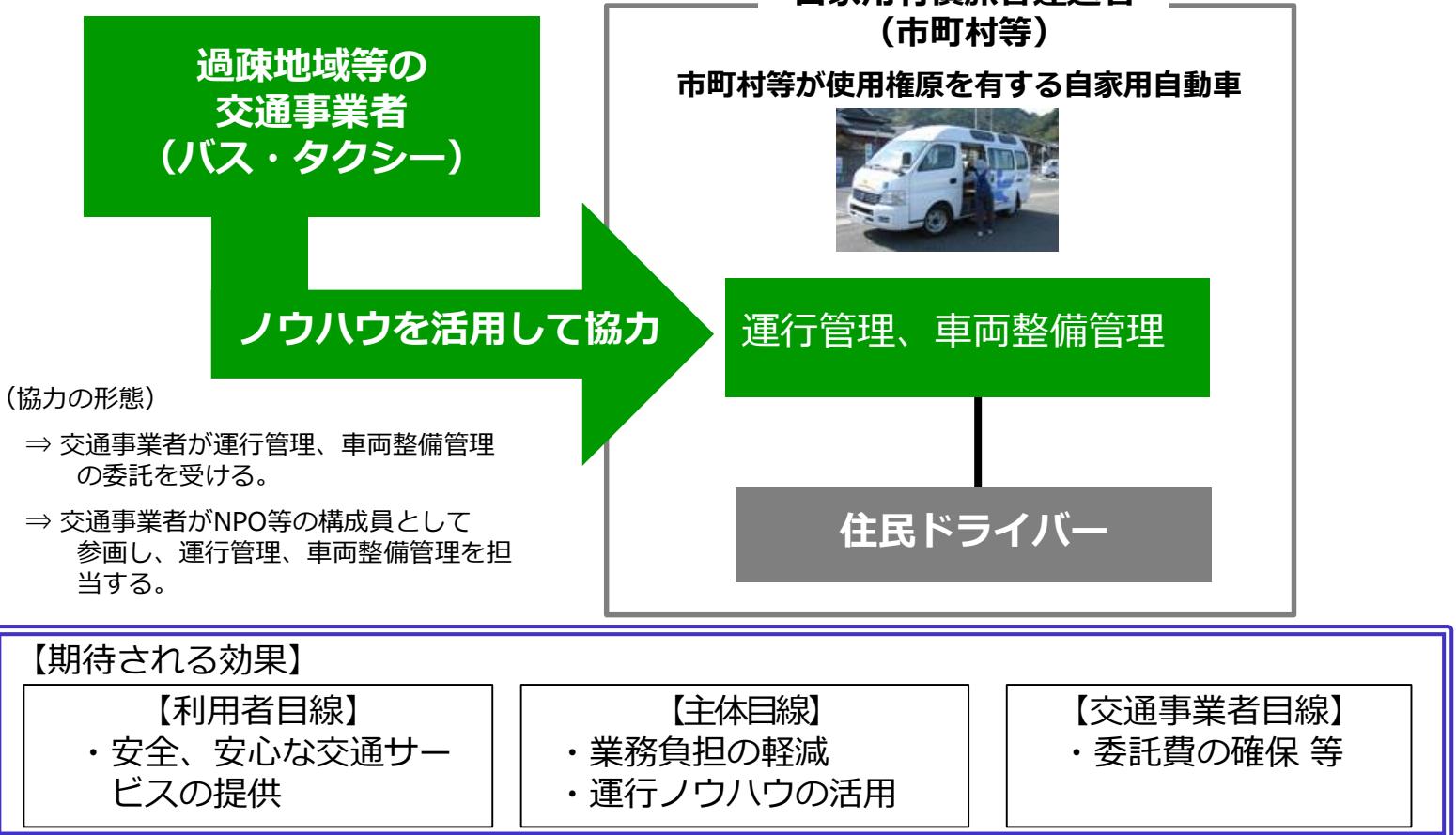


福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎サービスなど

■自家用有償旅客運送の実施の円滑化 (地域公共交通活性化再生法の改正にあわせて道路運送法を改正)

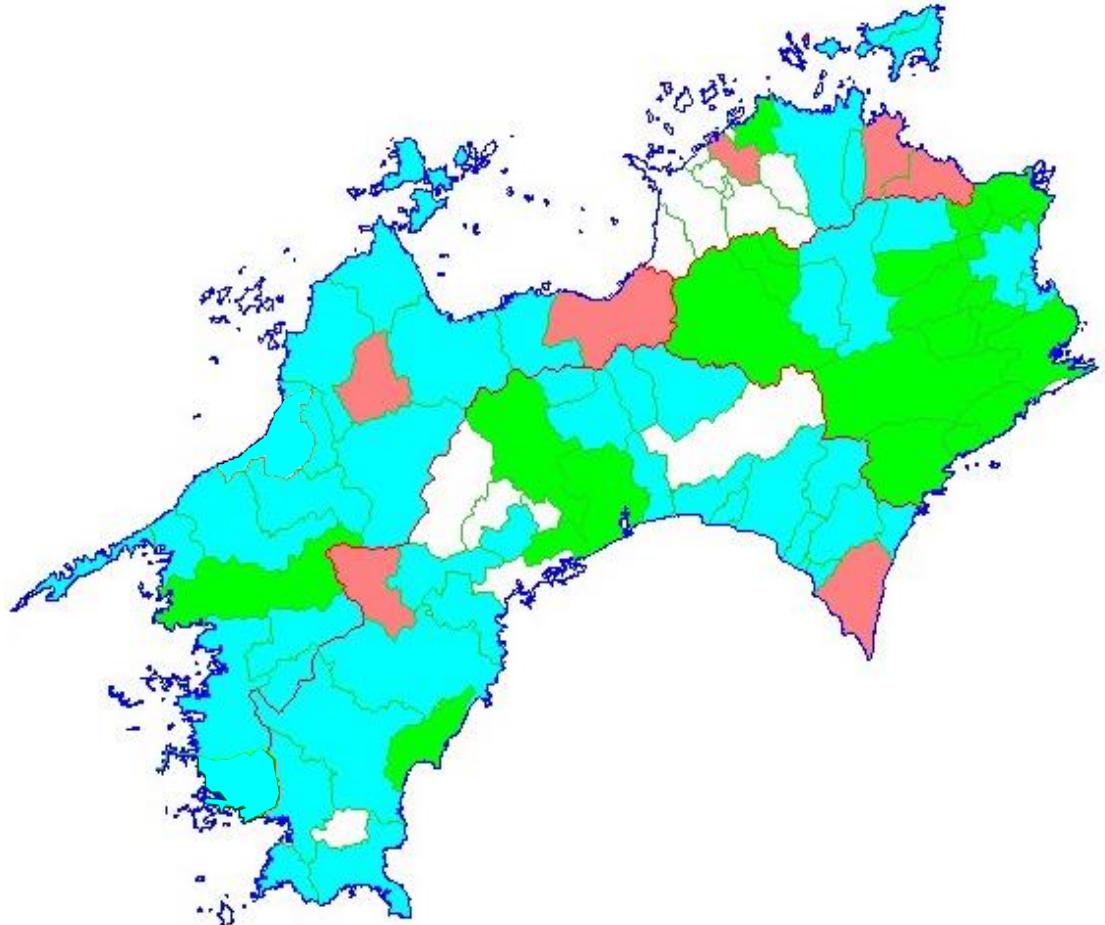
過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化

○事業者協力型自家用有償旅客運送の概要



→このほか、観光客を含む来訪者を輸送対象として明確化等の措置

地域公共交通計画策定状況について



地域公共交通計画策定済の地方公共団体

香川県	高知県	愛媛県
高松市	高知市	中予地域
小豆島町 土庄町	宿毛市	東予地域
三木町	南国市	南予地域
	土佐清水市	東温市
徳島県	四万十市	西予市
小松島市	高知県東部	大洲市
阿波市	嶺北地域	新居浜市
徳島市	田野町	松山市
美馬市	佐川町	宇和島市
つるぎ町	津野町	今治市
	中土佐町	西条市
	本山町	愛南町
	安田町	鬼北町
	四万十町	砥部町
	大月町	

合計 37 件

国土交通省の支援策について

令和3年度予算案 206億円
(前年度比 1.01倍)

地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援
(上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

令和3年度予算案 4億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

- ① 道路運送法の許可・登録を要しない地域のボランティア等を活用した「互助」による輸送サービス
② 介護保険制度による移動支援への補助を活用する輸送等の交通分野と福祉分野が連携したサービス
それぞれの円滑化を図るため、関係する制度を整理し、パンフレットとして公表し、情報提供を実施。
(平成30年3月公表)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport Tk_000077.html

「互助」による輸送サービス

「高齢者の移動手段確保のための「互助」による輸送～道路運送法上の許可・登録を要しない輸送の制度とモデルについて～」

【対象】

- ・地方公共団体（特に市町村）の担当者
- ・社会福祉法人、NPO法人や地域住民

【内容】

- ・道路運送法の許可・登録を要する有償運送の検討の必要性・可能性
- ・輸送モデルの例示
- ・実施の際の留意点

等

交通分野と福祉分野が連携したサービス

「「交通」と「福祉」が重なる現場の方々へ～高齢者支援サービスの提供に際しての交通・福祉制度及び事業モデルの整理と解説～」

【対象】

- ・福祉関係者
- ・市町村の介護保険・高齢者担当部局担当者
- ・交通事業者
- ・地方公共団体（特に市町村）の交通部局担当者

【内容】

- ・道路運送法上の輸送サービスの類型とそれぞれのモデルの例示
- ・介護保険制度における移動支援の類型
- ・実施の際の留意点

■ 地域交通の把握に関するマニュアル（自家用有償旅客運送の導入に当たって…）

◆バス、タクシーによる移動サービスが十分に提供されていない地域において、市町村、住民・利用者、関係団体や交通事業者などの関係者が移動手段確保のために適切に検討・協議を行う際、

- ・一定の目安を把握すること、
 - ・自家用有償旅客運送が導入されている地域の状況を把握すること
- が適切な検討・協議のためには重要。

→ 地域交通の把握に関するマニュアルを策定 (<https://www.mlit.go.jp/common/001380854.pdf>)

